

じんけん瓦版

第73号

発行日：2019年9月22日

発行：日本聖公会東京教区 人権委員会

人権週間企画

「寛容な社会であるために」=外国人の人権と教会の役割＝

6月8日神田キリスト教会でベトナムから帰化した高山ゆきさん、カトリック難民移住移動者委員会委員山岸素子さんのお話を伺いました。入管法改正で外国人労働者労働者枠が拡大される中、技能実習生等の劣悪な待遇は放置されています。外国人の労働問題・人権侵害、外国人支援の実情をお聞きし、私達が「平和の礎で」あるために努力できることは何か、意見交流をしました。

☆高山ゆきさんのお話

私は1962年ベトナムに生まれ、20歳の時に兄弟と共に船で日本に上陸し、1987年に帰化しました。父は早くに亡くなり、母はカトリック教徒でベトナム



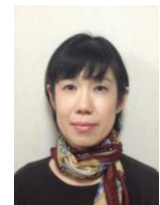
国内情勢が不安定になり始めた頃に北部から南部に避難しました。戦争を生き延びたものの、兄が数年軍隊にいたこと、敬虔なカトリックの家庭であったことで弾圧を恐れ、母が3人の子どもを密航船に乗せたのでした。難民認定され、日本語を教えて頂き、日本政府や皆さんのおかげです。日本に来て37年、59歳になりました。

ベトナム語の通訳として全統一労働組合と問題解決に取り組んでいます。川越の教会でベトナム問題が増えて来て、どこに相談すれば良い？という時に外国人労働者弁護団で川越法律事務所の樋川雅一弁護士に出会いました。昨日、教会のベトナムの人がビザの問題で警察に捕まりました。偽造ビザでした。ビザが偽造だととても難しいのです。

技能実習生として日本に行き、「お前を殺す」と脅かされた若い女性など被害に合う若い人たちが後を絶ちません。労働災害も多いのです。労災隠しの会社もあります。全統一労働組合に相談する内容か、当事者の決意で解決に導けるのか、判断しています。

☆山岸素子さんのお話

1990年代はじめより外国人移住者支援の仕事や活動に従事しています。NPO 法人移住者と連帯する全国ネットワーク事務局長、カラカサン～移住女性



のたのエンパワーメント共同代表もしています。

少子高齢化、人手不足解消として経済界からの要請で入管法が改定されました。中国の次にベトナムからの在留者数が多いです。建前と実態が大きく違い、低賃金、長時間労働、労働災害、多額の借金、暴力、セクシュアルハラスメント、強制帰国などの人権侵害に苦しんでいます。日本語がよくわからないまま、契約書にサインしてしまい、不当な扱いを受けているケースが多いのです。カトリックでは人身取引問題に取り組んでいます。被害者支援としてシェルター費用、緊急一時生活資金を援助しています。留学生ビザ、日本語学校を隠れ蓑にした労働搾取が各地で起こっているのです。人として、労働者としての外国人の尊厳と権利が保証されることが大切です。日本政府は共生のための総合的な政策が求められています。カトリックとしては排除ゼロキャンペーンをすすめています。

(文責*人権委員 森田麻里子)

マイノリティ宣教センターで行われたカラフルカフェ（外キ協、NCC在日外国人の人権委員会、マイノリティ宣教センター共催）で高山ゆきさんがベトナム人技能実習の人権侵害の実態をお話されました。「強制連行」「徴用工問題」等歴史的問題、在日へのヘイトスピーチ等人権侵害が解決しないまま、日本社会は外国人の人権を守れるのか、そして教会の役割とは何か、問われています。寛容な社会の礎として果たせる責務を共に担っていきましょう。

ハンセン病家族訴訟の考察

国立療養所多磨全生園聖フランシス・聖エリザベス礼拝堂
信徒代表 藤崎 陸安

主の御名を讃美します。

2016年2月と3月にハンセン病回復者の家族568名が、らい予防法による差別などにより多大な被害を受けたとして、謝罪と損害賠償を求め、熊本地裁に提訴した、いわゆるハンセン病家族訴訟は去る6月28日、熊本地裁が原告側完全勝訴ともいうべき判決を言い渡しました。今回の訴訟に対し、国側は一貫して元患者に被害が及んだことは認めるが家族にまで被害は及んでいないという主張を繰り返してきました。しかし、その国の主張がいかに欺瞞に満ちたものであったかは、原告らの血を吐くような証言によって、その被害の実態が白日の下にさらされたのであります。その被害のすさまじさは、原告本人の尋問を行う原告代理人（弁護士）でさえも、涙をぬぐいながら尋問が行われたという事実が如実に物語っています。ある原告は療養所への入所を拒み続けた父の子として、姉とともに学校で、そして地域で迫害を受け続け、幼くして働くことを余儀なくされたこと、治療を受けずに悪化していく父の病態に、父を疎ましく感じてしまったことなどを、涙ながらに訴えました。また別の原告は両親が療養所入所者であったことから、園内で出生したこと、出生が墮胎の失敗の結果であり、生まれてはならない子であったとしての出生であることを明かしたうえで、差別され、孤立状況のなかで育ち、両親のことを隠し続けながら生きて来た過去を振り返りながら、原告らが氏名・素顔を明らかにできていないなどの状況を鋭く告発しました。原告の状況は一人一人異なっており、その被害の実態は涙なしに聞くことができないほどのすさまじさでしたが、原告の訴えを真摯に受け止めた裁判官の判断、判決は原告・弁護団にとって辛うじて法の正義は守られたとして、受け入れたのであります。

原告、弁護団は6月28日の熊本地裁判決に対し、7月12日に内閣総理大臣談話と政府声明で示された政府の全面解決に向けた姿勢を受け止め、20名の棄却原告を含む全原告の控訴を行わず、本訴訟の終結を図りました。その結果、見方によっては20名の棄却原告を切り捨ててしまうことになったことと、

補償額が一人当たり143万円～33万円の数字が妥当なのか、原告の人たちは複雑な心境ではないでしょうか。ある原告が思わず「50年間の差別・偏見の代価がこの金額か」と思わずつぶ



やいたのもうなずけます。ただ安倍首相談話や政府声明で示された通り、国は訴訟への参加・不参加を問わず、全ての家族を対象とした新たな補償制度を早急に検討すると表明しており、20名の棄却と補償額はこの中で検討されることとなります。いずれにしても一刻も早く検討を始めてほしいと思いますし、新たな補償制度の創設を急がなければいけないとした政府の方針を実践する責任を厚労省はじめ関係者は負っています。

原告らもまた、求める補償制度については、国に対し、ハンセン病患者家族の人生被害、すなわち内閣総理大臣談話に於いて述べられた「筆舌に尽くし難い」苦難と苦痛を慰謝するに足るだけの全員一律の補償制度を早期に創設するよう求めています。

熊本地裁の判決では、国のハンセン病隔離政策等が家族に対する社会的差別を産み出し、憲法13条で保障された「社会内において平穏に生きる権利」を侵害したものと判示し、原告の共通損害として、①偏見差別を受ける地位におかれた損害②家族関係の形成を阻害された損害を認めました。

また20名の原告の請求を棄却したその原因は、①沖縄は米軍施政権下におかれていたこと及び昭和35年以前を被害と評価していない②家族関係形成阻害の被害を、療養所に收容され、完全に断絶された場合等に限定している③原告らの損害を最低限共通する額にとどめている点にある。

これは司法認定の厳格性及び集団訴訟における共通損害・包括一律請求という訴訟技術上の限界に起因するものといえる、としています。棄却された原告には父親の收容が米軍政権下の沖縄であったため、親子関係断絶の被害が認められなかった者や、親の病歴を知り、配偶者に打ち明けるや離婚に至る

も、それが平成14年以降であったため、被害として認められなかった者もいます。また入所していた父親が夜たまたま人目を忍んで会いに来ていたというだけで、家族関係形成阻害の被害を否定され、最低限の賠償額にとどまった者もおります。

このように判決の基準では、家族の被ってきた筆舌に尽くし難い深刻な被害の実態に即した被害回復がなされるとは言えず、結果的に沖縄と沖縄以外の地域格差等を含む被害者間の格差や不公平感を生じってしまう結果になっています。

したがって、早期かつ公平な被害回復という観点から、被害者全員に対する一括一律の被害補償制度の早急な創設が求められているのです。

2001年の国賠訴訟の際の補償については、「補償法」の成立が先行し、回復者の病歴などにより金額が1400万円を上限として、以下1200万円、800万円、の3段階に分けられましたが、理由づけと基準が明確であったため、特に問題が生じることはありませんでした。さらに決定的な違いとして挙げられるのは、2001年の国賠訴訟は国の政策の誤りによって多くの悲劇を創出してしまい、入所者一人一人に取り返しのつかない人生を送らせることになったという人生被害を真正面から捉え、判決ではこの国の誤ったハンセン病対策を完膚無きまでに糾弾し、原告側の全面勝訴、そして小泉首相の「控訴せず」の決断に結びついたのでした。

一方、今回の判決の大きな評価としては、厚労省の責任のほかに法務省について人権啓発は法務省の所管事項であり、人権啓発活動を実施するための相当な措置の義務を負っていないながら、その活動は不十分である。さらに文部省、文部科学省については、偏見差別除去にとって教育は重要であり、教育の場で偏見に基づかない、正確な知識に基づいた指導がなされなければ、社会から偏見差別を除去することは困難である、とこれまでの取り組みの不十分さを厳しく指摘しています。こうした指摘は、縦割り行政の日本では、他省庁と連携、すなわち横のつながりは皆無に等しい状態にあると言えるからです。これらの指摘を受けて、政府は厚労省が主体的役割を担って横断的、継続的な取り組みを行うことを表明しています。

国は控訴断念にあたって、訴訟への参加・不参加を問わず、家族の人生被害の実情を踏まえた全員一

律救済の実現のため、新たな補償の措置を講ずる(制度の新設)。また、関係省庁が連携・協力し合い、回復者やその家族が置かれていた境遇をふまえた人権啓発、人権教育などの普及啓発活動の強化に取り組む、等の方針を明らかにしています。

さらに国はいま、判決内容を履行するとともに、差別・偏見の解消、家族関係の回復に向けて原告・弁護士と協議を始めておりますが、補償の枠組みや範囲などで協議の難航も予想されます。協議の行く末をしっかりと見守りたいと思います。

最後に私の思いを述べさせていただきます。ハンセン病問題の当事者、即ち回復者のほとんどはどのような形で入所させられても、入所して3~4日、あるいは1週間程療養生活が経過して、周囲を見渡せば、自然と明日の自分が見えてきます。そこで多くの患者は未来に希望を持たず、自殺を思い立ったり、逃走を企てたり、あるいは自暴自棄に陥ったりします。それでもそれを乗り越えて平穩あるいは、あきらめの境地になり、時間が経つに従い通常の状態に戻って、腹をくくって生きていく覚悟を決め、療養生活を続けるか、あるいは将来必ず社会復帰を果たすという夢を抱きながら、療養生活を続けることとなります。誰もがそういう状況を経て今日を迎えているのです。療養所入所者が強制隔離政策による人生被害を受けたことはまぎれもない事実です。

しかし家族の皆さんは、これまでも、そしてこれから、かつてハンセン病患者であった者の家族として人生被害を背負って生きていかなければなりません。だからこそしっかりした新たな制度を確立させ、心の通う施策になることを願ってやみません。

9月5日現在の厚生労働省と原告・弁護士らとの交渉はかなり進んでいるが、補償金を巡って両者にかんがりの開きがあるように伝えられています。

家族の問題解決に向けた第一歩として、いわゆる「基本法」改正が必要です。さらに家族問題はハンセン病問題の一つであることは違いありません。国の責任としてハンセン病家族についての対策が必要であることを法律に書き込むことが重要です。

原告が法務大臣面談の席で、大臣に発した言葉で筆をおきます。

「偏見差別で流した涙の代わりに、安堵の涙をください。」

主に感謝

7月末、栗生楽泉園入所者の藤田三四郎さんを訪ねました。いつも藤田さんから勧められている園内の訪問者宿泊棟に泊りました。今回の参加者は7名、一日目、社会交流会館で入所者のお話を聞き、重監房資料館を見学。翌日、藤田さん、リーかあさま記念館を訪問しました。ご自宅で家庭集会をされている内田美智子さんから訪問記を寄せていただきました。

栗生楽泉園を訪ねて

内田美智子

「あなたの最高血圧は171、最低血圧は90です」8月1日朝5時、栗生楽泉園の温泉、藤の湯脱衣所の血圧計が大きな声で喋ります。湯船から上がってきた男性が「高いですね。どうもありませんか」ほかに人はいない。「このところまっすぐ歩けず体が傾いていました」前日の夜、草津の湯畑を案内してもらって硫黄をふんだんに吸いフラフラになって宿舎の石楠花荘に帰って来た。その人はこの時間だと誰もいないので朝風呂を習慣としてしていると話していた。「楽泉園は男性30人、女性30人、職員はその3倍いる。若い時にここに入ったが重労働が待っていた。重症者の看護は骨が折れ一日の労働に疲労困憊した。自分の苦しさばかり考えていた。この歳になって老いるとはどういうことかやっと身に染みて分かった。でも今この高齢者はとても大切にされていて外の友だちがお前はいい幸せな身分だと羨ましがる。相当のお金がないとこんな待遇の老人ホームに入ることは出来ない。自分はまだ動けるし人の世話になっていないけれど未来は明るい。では」と出ていかれた。草津の湯は熱く私には入れなかった。足をつけて三分程我慢した。体がすっきりした。藤の湯の角に「除夜の湯に肌触れ合へり生くるべし 化石」の句があった。ここでは失明した人もいて混浴が続いている。

五年ぶりにお会いした藤田三四郎さんは小さくなられていた。頭脳は明晰で一行七人と握手を交わし盲人一位の俳句「定位置にルーペとペンと春炬燵 藤田峰石」を染め上げた手ぬぐいと書籍「春炬燵」をひとりひとりに下さった。よく気をつく女性の職員が、「会長」「会長」と呼びかけ三四郎さんを元気づけていた。四時の夕食をすますと寝てしまうと聞きしたが十月には全生園に行く予定があり、それを楽しみにされている。六畳の寝

室と六畳の居間、縁側は庭に続いている。福祉棟の入口から不自由者棟の三四郎さんの部屋まで建物内部の道路の坂道をかなり登る。何メートルあるだろうか。敷地223000坪の楽泉園は広い。



藤田三四郎さんを囲んで、前列左端が内田さん

私が楽泉園に始めて行ったのは1997年。全生園のハンセン病一泊勉強会で、そこの患者作業の洗濯場主任、山井道太氏が作業員に長靴を支給して欲しいと要求した事を発端に1941年6月6日騒擾罪で草津送りになり重監房へ投獄される。重体になり7月18日出獄するも9月1日死亡と知ったからだ。そんなことがあっていいものかと驚いた。

重監房は敗戦後1947年国会議員調査団の来所もあったが1953年証拠隠滅で突然壊されている。跡地だけが残っていた。2012年重監房跡地の永久保存が決まり再現施設ができ資料館がオープンしたのは2014年4月。この年聖公会の人権委員の皆さんと日帰り訪問をした。栗生楽泉園のガイドブックにあるように、そこは孤独地獄・闇地獄・飢餓地獄・マイナス20度の極寒地獄。これ以上の地獄はない。この5年間で3万人の人が重監房資料館を訪れたという。学生などの団体が多い。露ほどの人権も認められなかった重監房入獄者の人生、これほど残忍で残酷な仕打ちを受けなければならなかったそのことに私も深い学びをしなければならぬ。

国立ハンセン病療養所「栗生楽泉園」にハンセン病患者の「生きたあかし」を刻んだ「人権の碑」の建設募金にご協力を！

2016年、日本聖公会第62（定期）総会で「ハンセン病回復者と家族のみなさまへの謝罪声明」が採択された。議事に先だって聖公会信徒で栗生楽泉園の入所者自治会長の藤田三四郎さんが招かれ、ハンセン病の歴史や療養所の実態と法廷闘争、そして教会が それに向き合っただけでこなかったことなどについて約1時間メッセージが伝えられた。

藤田三四郎さんの呼びかけで、栗生楽泉園に「人権の碑」建設募金が行われています。

送金先：群馬銀行 豎町支店 （店番号）101 （口座番号）1431539

（名義）ハンセン病人権の碑建設委員会 代表 大川正治